

ながの子育て家庭優待パスポート ご活用ください！



長野県と市町村では子育て家庭に対し、買い物等の際に割引など各種サービスをご提供いただく「**ながの子育て家庭優待パスポート事業**」を実施しています。

年度末年齢18歳以下のお子さんがいる家庭、妊婦さんがいる家庭が対象となります。

さらに年度末年齢18歳以下のお子さんが3人以上いる家庭には、更に充実したサービスを受けられる「**多子世帯応援プレミアムパスポート事業**」を実施しています。



ポイント1 ▶ 県内約5,600の協賛店舗で利用できる！

ポイント2 ▶ 県外の協賛店舗でも利用できる！

※「多子世帯応援プレミアムパスポート」は対象外です。



この
マークが
目印！

ポイント3 ▶ カードが使えるお店を簡単に検索できる！
「チアフルながの」で地域検索やお近くの協賛店を見つけることもできるので、とっても便利。

協賛店検索サイト

チアフル  **ながの**
長野県結婚・出産・子育て応援サイト

チアフルながの 子育てパスポート

検索

ながの子育て家庭優待パスポート



出産・子育て > ながの子育て家庭優待パスポート

— ながの子育て家庭優待パスポートとは？

長野県では、買い物などの際にカードを提示すれば、割引など各種サービスを受けられる「ながの子育て家庭優待パスポート事業」を、市町村との連携・協働により実施しています。

パスポートカードはお住まいの市町村から各家庭2枚配布されます。

一ながの子育て家庭優待パスポートについて詳しくはこちら

協賛店を随時募集しています。協賛にあたり、協賛金等の支払はございません。



新規協賛店

貸別荘 風林の宿
〒安曇野市 島田まる

パソコンラウンジEarth
あけふま

※サイトイメージ

(<https://www.cheerful-nagano.com/child/passport/>)

詳しくは

- ・お住まいの市町村の子育て支援担当課 あるいは
- ・長野県将来世代応援県民会議（長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課）
026-235-7207までお問い合わせください。

「ながの子育て家庭優待パスポート」「多子世帯応援プレミアムパスポート」 よくある質問・協賛店舗からのおねがい

Q 1 カードに書かれた有効期限まで使えるの？

A 1 カードに記載された有効期限内中でも、お子様が対象年齢を過ぎるとカードは使えなくなります。(対象年齢は下記をご参照ください)
対象年齢を過ぎたら、ご家庭でカードの破棄をお願いします。

◆「ながの子育て家庭優待パスポート」：
一番年下のお子様が18歳の誕生日のあと、最初に迎える3月31日
(年度末年齢18歳以下)まで

◆「多子世帯応援プレミアムパスポート」：
年度末年齢18歳以下のお子様が3人以上いる家庭が対象。
対象年齢のお子様が3人未満になると使用できなくなります。

Q 2 カードが破れてしまった！新しいカードはどこでもらえる？

A 2 お住まいの市町村で新しいカードの再発行を行っています。
申請に必要な持ち物など、詳しくは各市町村の子育て支援
担当課へご連絡ください。

Q 3 お店で会計を済ませた後に、協賛店であることを知った。
会計の後でも優待サービスを提供してもらえる？

A 3 会計後のカード提示はご遠慮ください。
お店を利用する前に、「チアフルながの」・店頭のポスターなど
で協賛店舗かどうかを確認してください。

Q 4 引っ越すためカードが不要になる。知人に譲ってもいい？

A 4 対象の家庭のみ使用できるカードなので、カードを第三者に
譲る、貸す、転売する、複製する等の行為は禁止しています。
また、全47都道府県で同様の子育て支援カードの事業を実
施しています。引っ越し先の自治体で新しいカードを発行して
もらえますので、古いカードは破棄をお願いします。

～皆さまのご理解とご協力をお願いします～

この事業は、子育て家庭を応援したいという協賛店舗のご厚意と、ご利用の皆様の善意とで成り立っています。ルールを守ってご利用ください。